

都城市新市誕生20周年記念パレード企画運営業務委託プロポーザル実施要領

1 業務の目的

新市誕生20周年という記念すべき節目を市民はもとより、幅広い地域、世代の皆様とお祝いするとともに、新たな賑わいを創出するために記念パレードを開催するにあたり、その企画及び運営全般を行うものである。

2 業務の概要

- (1) 名称 都城市新市誕生20周年記念パレード企画運営業務委託
- (2) 場所 太郎坊歩道橋北交差点付近～松之元交差点付近（国道10号） ほか
- (3) 内容 別紙1 仕様書のとおり
- (4) 履行期間 契約締結の日から令和8年12月28日（月）まで
- (5) 提案上限額 11,584,100円
(消費税及び地方消費税相当額 1,053,100円を含む。)

3 プロポーザル方式を採用する理由

本業務は、パレード運営に係る企画調整、会場設営、音響、警備、広報等を全般的に行うものであり、これまで本市において、同様のパレードを実施した実績はない。

したがって、価格のみによる競争では、目的を達成できない事業者が選定されるおそれがあることから、事業者からの具体的な技術提案を受け評価し、最も適した事業者を選定できる公募型プロポーザル方式とする。

4 業務スケジュール（予定）

内容	日程
選定委員会設置（審査方法、評価項目及び評価視点の決定）	令和8年6月下旬
公告日	令和8年7月7日（火）
参加表明書の受付期間	令和8年7月7日（火）から 令和8年7月21日（火）まで
質疑の受付期間	令和8年7月7日（火）から 令和8年7月30日（木）まで
参加資格要件の審査通知	令和8年7月29日（水）
企画提案書提出要請書の送付	令和8年7月29日（水）
質疑への回答	令和8年7月31日（金）まで随時
企画提案書の受付	令和8年7月29日（水）から 令和8年8月5日（水）まで
優先交渉権者の選定・通知	令和8年8月18日（火）（予定）
契約締結日	優先交渉権者との交渉が調い次第、速やかに締結する。

※ただし、各実施日については、事務の都合等により変更の可能性あり。

5 指名型か公募型かの別
公募型

6 公募型の場合は、参加資格要件

提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律154号)に基づき更生手続開始の申立がなされている者、破産法(平成16年法律第75号)に基づき破産手続開始の申立がなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。(再生手続開始決定がなされ、競争参加資格の再認定を受けた者を除く。)
- (3) 都城市内に営業所を有する者は、市税等について完納していること。また、国税について滞納がないこと。
- (4) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- (5) 参加申込書の提出期限から優先交渉者の選定までの間に、都城市の競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 過去5年以内に、国及び地方公共団体等が関係する屋外イベントにおいて、本業務の内容と同種の業務または類似の業務を元請もしくは下請として受注した実績を有する者であること。

7 企画提案書の作成要領

(1) 作成要領

別紙2「企画提案書の作成要領」参照

(2) 内容についての質問の受付及び回答

- ア 受付期間 令和8年7月7日(火)から令和8年7月30日(木)17時まで
- イ 受付方法 質問書(様式第1号)を電子メールで提出すること。
- ウ 提出先 「12 応募・問合せ先」と同じ。
- エ 回答方法 令和8年7月31日(金)までに、全ての事業者にもメールで回答する。

8 提出書類等

(1) 参加表明書

ア 提出書類

- (ア) 参加表明書(様式第3号)
- (イ) 事業者概要(任意様式 事業概要及び事業実績が分かるパンフレット等)
- (ウ) 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)
- (エ) ①法人の場合:役員等名簿(入札参加事業者等確認書)兼同意書(都城市暴力団排除条例施行規則様式第1号)及び誓約書(都城市暴力団排除条例施行規則様式第6号)
- ②個人の場合:誓約書兼同意書(同規則様式第2号)(個人の場合)
- (オ) 印鑑証明書

(カ) 決算報告書（直近1年分）

(キ) 納税証明書（直近1年分）

a 「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明書（最寄の税務署で発行）

b 都城市税の滞納のない証明書（都城市内に本店又は営業所を有する法人等の場合）

※登記事項証明書ほか各種証明書は、提出日から遡り3か月以内に発行されたものに限る。

※（ウ）から（キ）までについては、本市の競争入札参加有資格事業者名簿に登載されている場合は省略できる。

イ 提出期間

令和8年7月7日（火） から 令和8年7月21日（火） まで

ウ 受付時間

午前8時45分から午後4時30分まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日は除く日（以下「平日」という。）とします。

エ 提出方法

持参又は書留郵便により、「12 応募・問合せ先」に提出してください。

なお、持参する場合は、受付時間内に持参するものとし、郵送する場合は、提出期間の終了日の受付時間内必着とする。

オ 提出部数

1部

カ 参加申込の結果通知

参加申込の結果について、令和8年7月29日（水）までに通知する。

キ 辞退届の提出

参加表明書提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する者は、辞退届を次に掲げる方法で提出すること。なお、この場合において、その他の事業において不利益を受けることはないものとする。

(ア) 提出書類

辞退届（様式第6号）

(イ) 提出期限

令和8年8月5日（水）まで

(ウ) 受付時間

平日午前8時45分から午後4時30分まで

(エ) 提出方法

持参又は書留郵送により、「12 応募・問合せ先」に提出してください。

なお、持参する場合は、受付時間内に持参するものとし、郵送する場合は、提出期間の終了日の受付時間内必着とします。

(2) 企画提案書

ア 提出書類

(ア) 企画提案書等提出書（様式第7号）

(イ) 会社概要（様式第8号）

(ウ) 業務実績（様式第9号）

(エ) 業務実施体制（任意様式）

(オ) 企画提案書（任意様式）

(カ) 見積書（任意様式）

イ 提出期間

令和8年7月29日（水）から8月5日（水）まで

ウ 受付時間

平日午前8時45分から午後4時30分まで

エ 提出方法

持参又は書留郵便により、「12 応募・問合せ先」に提出してください。

なお、持参する場合は、受付時間内に持参するものとし、郵送する場合は、提出期間の終了日の受付時間内必着とします。

オ 提出部数

正本1部、副本5部（副本は複写でも可とします。）

9 審査方法

(1) 選定委員会の構成

都城市プロポーザル方式等の実施に関する要綱（平成24年度告示第254号。以下「プロポーザル要綱」という。）第7条及び第8条の規定に基づき、新市誕生20周年記念パレード企画運営業務委託選定委員会を設置する。

委員は、庁内の関係部課長等5名（総合政策部長、総合政策課長、みやこんじょPR課長、総合政策課副課長、総合政策課主幹）で組織する。

(2) 審査方法

提出された企画提案書を、別紙3「評価項目及び評価基準」に基づいて審査し、優先交渉者を選定する。

(3) 評価項目及び評価基準

別紙3「評価項目及び評価基準」のとおり。

最低基準点を6割とし、委員の総合計点が満点の6割以上となる参加者がいなかったときは、優先交渉者を選定しない。

なお、提案者が1者のみの場合でも、委員の総合計点が、満点の6割以上のときは、優先交渉者として選定する。

(4) 審査結果の通知

プロポーザル要綱第12条第2項の規定に基づき、全ての提案者に対して、様式第2号審査結果通知書により通知するものとする。この場合において、優先交渉者にならなかった者に対しては、理由を付して通知する。

(5) 審査結果の公表

審査結果について公表の請求があったときは、秘密事項を除き、その内容を公表するものとする。

なお、企業ノウハウ等に属し、秘密とすべき事項があれば、あらかじめ当該事項を企画提案書において特定し、発注者に指示すること。

10 契約に関する事項

(1) 契約の締結

優先交渉者と都城市の間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、契約を締結する。

(2) 契約保証金

契約締結に当たっては、受注者は都城市財務規則（平成 18 年規則第 65 号）第 119 条 1 項の規定に基づく契約保証金を納付しなければならない。ただし、同規則第 119 条第 2 項各号に該当するときは免除とする。

(3) その他

ア 契約代金の支払は、「完了払」とする。

イ 優先交渉者の選定後、特別な事情により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を優先交渉者とする。

11 その他

(1) 次に掲げる事項に該当する場合、失格とする。

ア 提出期限までに企画提案書が到達しなかった場合

イ 見積金額が、提案上限額を超えている場合

ウ 審査の公平性を害する行為があったと市が認める場合

エ その他優先交渉者として選定するにふさわしくないと市が認める場合

オ 優先交渉者の選定までの間に、市の競争入札において指名停止措置を受けた場合

(2) 本プロポーザルに係る参加事業者側の費用は、全て参加事業者の負担とする。

(3) 企画提案書及び見積書は、1 者につき 1 提案に限る。

(4) 提出された企画提案書等は返却しない。

(5) 提出された企画提案書等は、優先交渉者選定以外の目的では使用しない。ただし、情報公開請求があった場合には、都城市情報公開条例(平成 18 年条例第 28 号)に基づき対応する。

(6) 提出のあった書類は、選定作業において必要な範囲で複製する場合がある。

(7) 企画提案書等の提出後、その内容について不明点等があった場合、本市より質問する場合がある。

(8) 提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。ただし、市から指示があった場合は除く。

(9) 提出された企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、企画提案書等を無効とするとともに、入札参加資格停止等の措置を行うことがある。

12 応募・問合せ先

〒885-8555

宮崎県都城市姫城町6街区21号

【都城市総合政策部総合政策課政策企画担当 前田】

電話 0986-23-7161 (直通)

FAX 0986-23-2675

E-mail planning@city.miyakonojo.miyazaki.jp